

令和7年度 千曲市社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千曲市内の社会福祉施設等が物価高騰の影響を受けながらも安定的なサービス提供を継続できるよう、予算の範囲内で支援金を支給することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、千曲市内に所在する別表1に定める施設又は事業所（以下「施設等」という。）の設置者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象外とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 市税等の滞納がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び千曲市暴力団排除条例（平成24年千曲市条例第41号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(支給金額)

第3条 支給金額は、別表2に定めるとおりとする。

(支援金の支給回数)

第4条 支援金の支給は、1施設等につき1回に限る。

(支援金の支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千曲市社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給申請書（様式第1号）に関係書類を添え、直接窓口へ持参するか、郵送又はながの電子申請により、令和7年8月29日までに市長に提出しなければならない。

(支援金の支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、千曲市社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2

号)により、支給しないことを決定したときは、千曲市社会福祉施設等物価高騰対策支援金不支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、支援金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の支給請求)

第8条 申請者が支援金の支払いを受けようとするときは、千曲市社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給請求書(様式第4号)を市長に提出して行うものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金を支給しているときは、返還を命ずるものとする。

(検査及び報告等)

第10条 市長は、支援金の適切な支出のため、必要に応じて申請者又は支援金の支給を受けた者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

(関係書類の保管)

第11条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月18日から施行する。

別表1（第2条関係）

1 区分		2 施設等※1※2
施設等区分	施設等種別	
高齢者福祉施設※3※4	入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（併設型、単独型に限る。）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（医療みなしを除く。）
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション（医療みなしを除く。）、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与
障がい福祉施設※3※5	入所系	施設入所支援、共同生活援助、医療型障害児入所施設
	通所系	生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所（併設型、単独型に限る。）
	利用系	地域活動支援センター、日中一時支援
	訪問系①	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
	訪問系②	移動支援
	訪問系③	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
児童養護施設	入所系	児童養護施設
	通所系	児童家庭支援センター
医療機関※6	病院	—
	医科診療所(有床・無床)	
	歯科診療所	
助産所※7		—
薬局※6		—
施術所※8	柔道整復	—
	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう	
歯科技工所※7		—
普通公衆浴場※9		—

※1 光熱費、食料費、ガソリン代について原油価格等の高騰の影響を受けていること。

※2 申請日時点で休止中でなく、又、休止又は廃止の予定がないこと。

※3 共生型の事業所は、本体事業所の指定を受けている区分で申請すること。

※4 令和7年4月1日時点で、介護保険施設、介護保険サービス事業所、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であること。

※5 令和7年4月1日時点で、障害福祉サービス等の指定(地域活動支援センターにおいては委託)を県又は市から受けている施設であること(基準該当を含む)。

※6 令和7年4月1日時点で、病院、医科診療所及び歯科診療所においては保険医療機関、薬局においては保険薬局であること。

※7 令和7年4月1日時点で、開設の届出をしている又は開設の許可を受けていること。

※8 令和7年4月1日時点で、開設の届出をしている施術所であって、かつ、受領委任取扱い施設の指定を受けていること。

※9 令和7年4月1日時点で、物価統制令(昭和21年3月3日号外勅令第118号)により入浴料金の統制を受けている普通公衆浴場であって、かつ、営業の許可を受けていること。

別表2（第3条関係）

※1 利用定員及び許可病床数は、令和7年4月1日現在とする。

別表1の第1欄に掲げる区分		支給金額（1施設等あたり）	
施設等区分	施設等種別	基準単価	加算額※1
高齢者福祉施設	入所系（併設型短期入所生活介護）	— ※2	3.5千円×利用定員※3
	入所系（上記以外のサービス）	60千円※4	3.5千円×利用定員※3
	通所系	40千円	1.0千円×利用定員
	訪問系	20千円	—
障がい福祉施設	入所系	60千円	3.5千円×利用定員
	通所系※5	40千円	1.0千円×利用定員
	利用系	30千円	—
	訪問系①※6	20千円	—
	訪問系②		
	訪問系③※6		
児童養護施設	入所系	60千円	3.5千円×利用定員※7
	通所系	40千円	—
医療機関	病院	60千円	7.5千円×許可病床数
	医科診療所（有床）		
	医科診療所（無床）	30千円	—
	歯科診療所		
助産所		30千円	—
薬局		30千円	—
施術所	柔道整復※8	10千円	—
	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう※8		
歯科技工所		10千円	—
普通公衆浴場		15千円	—

※2 併設型短期入所生活介護は、本体施設で算定するため、基準単価は支給しない。

※3 短期入所生活介護は単独型及び併設型の定員、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は宿泊サービスの利用定員とする。

※4（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅については、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅でのみ基準単価を算定する。

※5 障害児通所給付のうち、「多機能型」により2種類以上のサービスの指定を受けている場合は、1種類のサービスとして定員を算定する。

※6 一つの施設等において、2種類以上のサービスの指定を受けている場合は、指定を受けているサービスの数にかかわらず、1施設等あたりの基準単価は20千円とする。

※7 定員は、児童福祉法第35条第3項の規定により知事の認可を受けた定員に、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号）に基づき知事が指定した一時保護児童の受入定員を加えた数とする。

※8 一つの施設において、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に基づく柔道整復又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づくあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの複数を開設している場合は、開設している業務の種類・該当数に関わらず、1施設あたりの基準単価は10千円とする。